

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第1173号        |
| 質問者    | 上畠 寛弘 議員        |
| 答弁する者  | 市長(経営企画部 経営企画課) |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

市長の考える教科書選定の在り方等について

### 2 質問の要旨

- (1) 市長は教育委員会に対して、総合教育会議の制度が出来ても、尚、教科書選定方法を是として意見を出さないのか。
- (2) 神奈川県労働委員会における鎌倉市職員労働組合の申し立てに対する鎌倉市の答えに於いて、市長の与党会派として認めた会派代表にも一般質問で質されていたが、教科書選定について、例え、如何に偏狭した日本史等の教科書が採択されたとしても、市長としては、一般質問の答弁通り、態度を変えないのか。
- (3) 松尾市長が伊藤玲子元市議と結んだ政策協定の類は今も有効か。
- (4) 何故、伊藤元市議と協定を結んだのか。票のためだけか。
- (5) 最早、前述した協定を履行するつもりは無いのか。

### 3 答弁

- (1) 教科書採択の方針は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、教育委員会において決定しています。

このため、総合教育会議において、これを大綱に盛り込む議題とすべきものではないと考えており、第1回目の総合教育会議においてもその旨を申し上げました。

- (2) 教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有し、鎌倉の教育行政をお任せできる人を、議会の同意を得て任命しています。

教科書採択にあたりましては、教育委員が公平・公正・中立な立場で採択権者の責任において、時間をかけ、鎌倉の子どもたちの教育にふさわしい教科書選定が行われているものと考えております。

- (3) 現在は、有効ではありません。
- (4) 伊藤元市議とは、目指す政策が共通する部分も多く、その方向性を確認する意味で書面を交わしたものと記憶しています。

(5) 前述のとおり、協定は有効なものではありませんが、選挙の際に掲げた政策集にある政策を含め、必要な政策は、その実現に向けて取組んでまいります。